

■諮問に伴う嘉麻市自治基本条例の運用及び見直しに関する検討について

- ・第3回嘉麻市自治推進委員会：5月29日（金）開催

令和8年1月23日付で諮問を受けました「嘉麻市自治基本条例の運用及び見直し」（第37条第1項に基づく）について、委員会において検討協議を行った結果、「現行条例の理念と社会情勢等との間に大きな乖離はない」ことが各委員により確認されました。これを踏まえ、以下の方向性で進めることについて各委員よりご同意をいただきました。

なお、回答を保留されていらっしゃいました木下委員につきましても、後日、他の委員と同様に「現行条例の理念と社会情勢等との間に大きな乖離はない」との回答をいただいております。

1. 条例改正を行わないことについて

現時点での条例改正は行わず、規則等の整備や運用方法の工夫によって対応いたします。

2. 今後の進め方について

各条文を順次審議しながら、必要に応じた見直しを継続して進めてまいります。

意見	答申に関する検討事項
①パブリックコメント制度について 1. パブリックコメントの実施結果について、数字（件数）だけでなく、そのような意見が出て、どう取り入れられたかという具体的内容を示すべきではないか？ 2. ホームページにおいて、パブリックコメントの閲覧件数が視認できるよう表示機能を実装することで関心の度合いが確認できるのでは？ 3. パブリックコメントが市からの一方的な発信になっていないか。意見の件数を増やす努力をするのであれば、発信したあとの「フォロー」を行うべきではないか？ 4. パブリックコメントの意見箱を総合支所に設けるだけでなく、窓口に来た市民に対し、職員から「一声かける」ような働きかけがあれば意見も増えるのではないか？ 5. パブリックコメント内容が専門的すぎて一般市民には意見が出しにくい。専門分野に特化した意見の聞き方や、対象を絞った働きかけを工夫すべきではないか？ 6. パブリックコメントに関する現在のホームページは、検索しても意見入力画面までたどり着けない。市民がスムーズに利用できるよう改善できないか？ 7. パブリックコメントの意見が0件では制度の意味がなく、形骸化しているのではないか。「とりあえず行っている」ように感じるが、この5年間に改善の余地はなかったのか？	1. 件数の公表に留めず、意見の傾向や施策への反映状況（不採用理由含む）を分かりやすく公表し、市民の納得感を高める手法を取り入れる。 2. 高額なシステム改修は見送り、既存のログ抽出と定期モニタリングで市民の関心度を測定。低コストで周知方法の合理化と改善に努める。 3. ホームページや広報誌の掲載といった従来の受動的な手法に留まらず、各事業担当課が関係団体等に積極的な働きかけを行い、事業の周知と市民参画の推進を図る。 4. 職員の声掛けや特設コーナー、二次元コードによるタイムリーな情報発信を強化します。これにより直接的な周知と回答しやすい環境を整え、市民の意見を的確に汲み取る双方向の体制を構築する。 5. 専門性の高い計画については、関連団体や有識者層へダイレクトに周知を行い、質の高い意見を集約できるよう改善します。 6. 過度なコストを投じることなく、既存ツールの運用を工夫することで、市民へ情報が届くよう運用の合理化と改善に努める。 7. これまでの周知手法を見直し、事業担当部署による能動的な働きかけや二次元コード等を用いたタイムリーな情報発信を強化し、双方向の意見収集体制の構築に努める。

意見	答申に関する検討事項
8. パブリックコメントに関する職員の意識改革・評価及び実行性のある手順について 9. パブリックコメントの実施時期の早期化について	8. 職員の意識改革については、研修等を通じてパブリックコメントの重要性を浸透させ、手続きの形骸化防止に努めます。また、職員を評価する仕組みづくりは全庁的制度に関わるため直ちには困難ですが、人事秘書課へ制度の検討を打診し、前向きに対応を進める。 9. 計画策定等のスケジュール管理については、初期段階からの住民参画や意見反映の機会をどのように確保できるか、実務上の制約も考慮しつつ、より実効性のある運用方法について今後研究を行う。
②百条委員会等の事例を踏まえた人権保障に関するご意見について 百条委員会が開催された際に市民の方が証人喚問を受けており、法令上は問題ないとはいえ、やはり市民の方がそのような場に立つことになるのは疑問であり、人権が守られていないように感じた。自治基本条例については、そのような事例も踏まえ、必要であれば、ひとり一人の人権が守られるような条項も必要であると思う。	ひとり一人の人権が守られるような条項の必要性について検討。 市民、議会及び行政の三者協働によるまちづくりを推進するにあたり、市民の精神的負担や人権への配慮については、自治基本条例が『根本規範』であり、個別具体的な権利制限や手続を定めるものではないため、本条例が掲げる基本理念に照らし、個人の名誉や人権への徹底した配慮がなされ、三者の信頼関係を損なうことのないよう、慎重かつ公正な運用に努めるべき。
③自治基本条例の目的や表現、具体的な施策の例示に関する意見 第1条の目的には、市民の権利、責務、そして、議会と市長等（市役所職員）の役割、責務を定めることで、市民が主体の自治の実現を図るとあります。 「市民が主体の自治の実現」とは、言い換えると「市民が主体的に地域のまちづくりに参画できる」ことだと私は理解しています。 ただ、これはあくまでも手段なので、その参画した先の嘉麻市の未来像を市民の皆さんに示す、もしくは、募集し提案していただくのはいかがでしょうか。	・市民が主体の自治の実現と将来像の明示について 自治基本条例の目的規定は、個別の政策目標や将来像を固定するのではなく、多様なまちづくりを包括的に支える「根本規範」としての性格を持つため、将来像の提示や募集のあり方については、総合計画などの行政計画や実際の協働のプロセスと適切に連動させながら運用していくことが実務上適当と考える。

意見	答申に関する検討事項
前文に「多様で個性豊かな地域社会をつくるため」とありますが、地方自治法上の「住民福祉の増進」は基本的な概念だと思いますので、例えば、それを言い換え「住民が安全・安心・そして、健康で文化的に暮らせるまちを創造するため」といった文言を追加してもいいかもしれません。 また、この条例を、市民にとってより身近なものに感じてもらうため、まちづくりに関する具体的な施策を解説等で例示しておくことも有効な手段だと考えます。 例：「教育、子育て支援」「防災、安全対策」「医療、介護、福祉の充実」 「公の施設の整備・運営」「生活環境の利便性向上」「就労支援」「地域経済活性化」等々	・「住民福祉の増進」の表現と目的の具体化について 条例本体の文言改正にあたっては、法体系上の整合性や他の規定とのバランスを慎重に精査する必要がある。 ・具体的な施策の解説等での例示について 解説書の改訂や啓発冊子のホームページへの掲載によって早期に反映・実行が可能であるため、前向きに対応を検討する。